

令和 4 年第 3 回市議会（定例会） 議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 14）

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その14)

議案第 93 号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例……………	1
議案第 94 号	堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	61

<議案第93号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例>

堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに<u>法第28条第3項及び第4項</u>の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の事由、手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定める。 （降任、免職及び休職の手続） 第7条 1～5 （略） 6 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、当該職員に辞令書を交付して行わなければならない。 附 則 1～4 （略） 【新設】	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>別に定めるもののほか</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、<u>第28条第3項及び第4項並びに第28条の2第4項</u>の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職等</u>の事由、手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定める。 （降任、免職及び休職の手続） 第7条 1～5 （略） 6 職員の意に反する降任（<u>法第28条の2第1項の規定による降任を除く。</u>）若しくは免職又は休職の処分は、当該職員に辞令書を交付して行わなければならない。 附 則 1～4 （略） <u>（法第27条第2項の規定に基づく降給）</u> <u>5 法第27条第2項の規定に基づく降給は、当分の間、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）附則第41項又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）附則第7項の規定による降給とする。</u>

【新設】

6 任命権者は、前項に規定する降給を行う場合においては、その旨を当該職員に通知するものとする。

堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 2 7 年条例第 1 3 号）新旧対照表（第 2 条関係）

現行	改正後（案）
（減給の効果） 第 4 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、<u>給料</u>及びこれに対する地域手当の合計額（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員にあっては堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 4 8 号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第 3 条第 4 項及び第 5 項に規定する基本報酬、法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員にあっては会計年度給与条例第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する給料）の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。	（減給の効果） 第 4 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>及びこれに対する地域手当の合計額（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員にあっては堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 4 8 号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第 3 条第 4 項及び第 5 項に規定する基本報酬、法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員にあっては会計年度給与条例第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する給料）の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
（給料表） 第4条 給料表の種類は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5）<u>再任用職員給料表</u>（別表第5） 2・3 （略） （<u>再任用短時間勤務職員</u>の給料） 第5条 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>で<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額、前条第1項の規定による<u>給料月額</u>に、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。 （通勤手当） 第17条 （略） 3 通勤手当の額は、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び市長が別に定める職員	（給料表） 第4条 給料表の種類は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5）<u>定年前再任用短時間勤務職員給料表</u>（別表第5） 2・3 （略） （<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の給料） 第5条 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>の給料月額は、前条第1項の規定による<u>基準給料月額</u>に、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。 （通勤手当） 第17条 （略） 3 通勤手当の額は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び市長が別に定め

を除き、4月1日を基準日とするその日から9月30日までの期間及び10月1日を基準日とするその日から翌年の3月31日までの期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

4 再任用短時間勤務職員の通勤手当の額は、各月の初日を基準日とする1か月の期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額の月額とする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号に掲げる職員 基準日における別表第7左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める額。ただし、週の勤務日数が2日以下の再任用短時間勤務職員については、当該額から、その100分の50に相当する額を減じた額とする。

(3) (略)

5・6 (略)

(時間外勤務手当)

第19条 1～4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の時間外勤務手当については、規則で定める額を時間外勤務手当として支給する。

(管理職手当)

第21条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する者に、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

る職員を除き、4月1日を基準日とするその日から9月30日までの期間及び10月1日を基準日とするその日から翌年の3月31日までの期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員の通勤手当の額は、各月の初日を基準日とする1か月の期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額の月額とする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号に掲げる職員 基準日における別表第7左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める額。ただし、週の勤務日数が2日以下の定年前再任用短時間勤務職員については、当該額から、その100分の50に相当する額を減じた額とする。

(3) (略)

5・6 (略)

(時間外勤務手当)

第19条 1～4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の時間外勤務手当については、規則で定める額を時間外勤務手当として支給する。

(管理職手当)

第21条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある者に、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給す

2・3 (略)

(期末手当)

第23条 1・2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれ

る。

2・3 (略)

(期末手当)

第23条 1・2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれ

かに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2～4 （略）

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) （略）

6～9 （略）

（勤勉手当）

第24条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定め

かに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2～4 （略）

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) （略）

6～9 （略）

（勤勉手当）

第24条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定め

る割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た総額

3～5 （略）

（再任用職員についての適用除外）

第24条の3 第15条、第16条、第16条の4及び第16条の5の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～40 （略）

（新設）

る割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た総額

3～5 （略）

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第24条の3 第6条（第1項を除く。）、第15条、第16条、第16条の4及び第16条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～40 （略）

（60歳に達した職員の給与に関する特例）

41 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第43項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項

(新設)

の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第２項及び第４項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはその端数を１００円に切り上げるものとする。）とする。

４２ 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

(１) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(２) 医師又は歯科医師である職員

(３) 堺市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第１９号）第９条第１項又は第２項の規定により法第２８条の２第１項に規定する異動期間（同条例第９条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第６条に規定する職を占める職員

(４) 堺市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(新設)

４３ 法第２８条の２第１項の規定により他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第４５項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第４１項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００の７０を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはその端数を１００円に

(新設)	<u>切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第４１項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u>
(新設)	<u>４４ 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u>
(新設)	<u>４５ 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第４１項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第４３項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u>
(新設)	<u>４６ 附則第４３項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第４１項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u>
(新設)	<u>４７ 附則第４１項から前項までに定めるもののほか、附則第４１項の</u>

別表第 5（第 4 条関係）

再任用職員給料表

（単位 円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	2 3 7,	2 5 8,	2 7 8,	2 9 3,	3 6 3,	3 9 7,
	5 0 0	0 0 0	2 0 0	9 0 0	4 0 0	6 0 0

備考 この表は、再任用職員に適用する。

別表第 5 の 2（第 4 条関係）

等級別基準職務表

ア～エ（略）

オ 再任用職員給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	知識又は経験を活用した業務を行う職務
（略）	

規定による給料月額並びに附則第 4 3 項、附則第 4 5 項及び前項の規定による給料について必要な事項は、市長が定める。

別表第 5（第 4 条関係）

定年前再任用短時間勤務職員給料表

（単位 円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料	2 4 3,	2 6 4,	2 8 5,	3 0 1,	3 7 3,	4 0 8,
月額	8 0 0	8 0 0	6 0 0	7 0 0	0 0 0	1 0 0

備考 この表は、第 5 条に定めるところにより、定年前再任用短時間勤務職員に適用する。

別表第 5 の 2（第 4 条関係）

等級別基準職務表

ア～エ（略）

オ 定年前再任用短時間勤務職員給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 知識又は経験を活用した業務を行う職務
	2 高度な知識又は経験を活用した業務を行う職務
（略）	

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
（退職手当の支給） 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>法第22条の2第1項第1号に規定する職員について</u>は、この限りでない。	（退職手当の支給） 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する職員について</u>

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)第4条に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)第4条第1項に規定する給料表の給料月額(教職調整額を含む。)、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)第3条第2項及び第3項に規定する給料月額その他規則で定める給料月額をいう。以下同じ。)(以下「退職日給料月額」という。))に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(負傷又は病気で規則で定めるものをいう。以下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

は、この限りでない。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の給料月額(教職調整額を含む。)、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)第3条第2項及び第3項に規定する給料月額その他規則で定める給料月額をいう。以下同じ。)(以下「退職日給料月額」という。))に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(規則で定めるものをいう。以下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

（１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第４条 １１年以上２５年未満の期間勤続して退職した者（法第２８条の２第１項の規定により退職した者（法第２８条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第１項において同じ。））、法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

２ (略)

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第５条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で規則で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は２５年以上勤務して退職した者（法第２８条の２第１項の規定により退職した者、法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

（１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第４条 １１年以上２５年未満の期間勤続して退職した者（法第２８条の６第１項の規定により退職した者（法第２８条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第１項において同じ。））、法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

２ (略)

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第５条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で規則で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は２５年以上勤務して退職した者（法第２８条の６第１項の規定により退職した者、法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職したものの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（特別退職の場合の退職手当）

第5条の3 第5条に規定する者のうち、退職した日における年齢が定年から10年を減じた年齢以上であるもので、市長が別に定める基準により定年に達する前に退職したものに対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2・3 （略）

4 第2項に規定する者に対する前条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

（退職手当の基本額の最高限度額）

第6条 （略）

第6条の2 （略）

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職したものの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（特別退職の場合の退職手当）

第5条の3 第5条に規定する者（25年以上勤務して退職した者（法第28条の6第1項の規定により退職した者又は法令の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。）を除く。）のうち、退職した日における年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもので、市長が別に定める基準により定年に達する前に退職したものに対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2・3 （略）

4 第2項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する者に対する前条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

（退職手当の基本額の最高限度額）

第6条 （略）

第6条の2 （略）

第6条の3 第5条の3第1項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 第5条の3第2項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条又は第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）第4条に規定する事由による休職及び公務員等を使用する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定において、職員が国又は他の地方公共団体その他規則で定めるものの業務に従事するために休職され、引き続いて公務員等となった場合におけるその者の在職期間の計算については、公務員等としての在職期間はなかったものとする」と定めているものに限る。）の業務に従事させるための休職を除く。））、法第29条の規

第6条の3 第5条の3第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 第5条の3第2項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条又は第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）第4条に規定する事由による休職及び公務員等を使用する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定において、職員が国又は他の地方公共団体その他規則で定めるものの業務に従事するために休職され、引き続いて公務員等となった場合におけるその者の在職期間の計算については、公務員等としての在職期間はなかったものとする」と定めているものに限る。）の業務に従事させるための休職を除く。））、法第29条の規

定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) (略)

2～5 (略)

(勤続期間の計算)

第7条 1～6 (略)

7 他の地方公共団体（以下この項において「他団体」という。）の教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいい、臨時的に任用された者及び任期を定めて採用された者を除く。以下この項において同じ。）から引き続いて堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員として採用された職員の当該教員としての引き続いた在職期間（当該他団体の退職手当に関する規程において引き続いた在職期間とみなすこととされている期間を含む。）は、第1項の職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただ

定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第8項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) (略)

2～5 (略)

(勤続期間の計算)

第7条 1～6 (略)

7 他の地方公共団体（以下この項において「他団体」という。）の教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいい、臨時的に任用された者及び任期を定めて採用された者を除く。以下この項において同じ。）から引き続いて教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する教員（以下この項において「学校教員」という。）として採用された職員の当該他団体の教員としての引き続いた在職期間（当該他団体の退職手当に関する規程において引き続いた在職期間とみなすこととされている期間を含む。）は、第1項の職員と

し、本市の教員から引き続いて当該他団体の教員となった場合において、当該本市の教員としての在職期間を当該他団体において引き続いた在職期間とみなさないときは、この限りでない。

8 前各項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前各項の規定により計算した在職期間から控除する。

9 （略）

10 第2項及び第4項から第7項までの規定によって通算された在職期間のうちに、過去において退職等の事由によって既に退職手当に相当する金額を受けた期間があるときは、その期間は、これを控除する。

11・12 （略）

（失業者の退職手当）

第9条 1・2 （略）

3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込み

しての引き続いた在職期間とみなす。ただし、学校教員から引き続いて当該他団体の教員となった場合において、当該学校教員としての在職期間を当該他団体において引き続いた在職期間とみなさないときは、この限りでない。

8 前各項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前各項の規定により計算した在職期間から除算する。

9 （略）

10 第2項及び第4項から第7項までの規定によって通算された在職期間のうちに、過去において退職等の事由によって既に退職手当に相当する金額を受けた期間があるときは、その期間は、これを除算する。

11・12 （略）

（失業者の退職手当）

第9条 1・2 （略）

3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みを

をしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第3項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

4～9 （略）

（退職手当の支払の差止め）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律

をしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第3項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

4～9 （略）

（退職手当の支払の差止め）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律

第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮^ニ以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき。

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮^ニ以上の刑に処せられた場合等の支給制限)

第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮^ニ以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき。

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮^ニ以上の刑に処せられた場合等の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 （略）

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 （略）

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 1～3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 1～3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつ

当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

1・2 (略)

(勤続期間の計算の特例)

3 第5条又は第5条の3の規定に該当する退職をする者については、当分の間、第7条第9項の規定にかかわらず、その在職期間が35年を超えるときは、これを35年とする。

4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

5 当分の間、36年以上の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 (略)

(給料月額の変額改定により給料月額が変額されたことがある場合における特例)

7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定によりその者の

た場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

1・2 (略)

(勤続期間の計算の特例)

3 第5条、第5条の3又は附則第17項の規定に該当する退職をする者については、当分の間、第7条第9項の規定にかかわらず、その在職期間が35年を超えるときは、これを35年とする。

4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第14項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

5 当分の間、36年以上の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第19項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 (略)

(給料月額の変額改定により給料月額が変額されたことがある場合における特例)

7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定によりその者の

給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に満たない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額に相当するものについては、この限りでない。

8 (略)

(雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置)

- 9 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に

給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に満たない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、給与条例若しくは学校職員給与条例の規定による給料表が適用される職員又は堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第2項若しくは第3項に規定する給料月額の支給を受ける職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額に相当するものについては、この限りでない。

8 (略)

(雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置)

- 9 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に

掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
(アに掲げる者を除く。)

」とする。

10～13 (略)

【新設】

【新設】

掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
(アに掲げる者を除く。)

」とする。

10～13 (略)

(60歳に達した職員の退職手当の基本額の特例)

14 当分の間、給与条例附則第41項又は学校職員給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)」第4条第1項に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。)」第4条第1項に規定する給料表の給料月額」とあるのは、「堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)」附則第41項の規定による給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。)

【新設】

【新設】

附則第7項の規定による給料月額」とする。

15 当分の間、前項に規定する職員のうち給与条例附則第43項、第45項若しくは第46項の規定による給料又は学校職員給与条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料を支給される職員に対する前項の規定により読み替えて適用する第3条第1項の規定の適用については、同項中「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額」とあるのは、「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額と給与条例附則第43項、第45項又は第46項の規定による給料の額との合計額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額と学校職員給与条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるの

【新設】

は、「第5条又は附則第16項」とする。

17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第17項」とする。

【新設】

18 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

(1) 医師又は歯科医師である職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

【新設】

19 給与条例附則第41項又は学校職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

【新設】

20 当分の間、第5条の3第1項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳（医師又は歯科医師である職員にあつては、55歳）」とする。

【新設】

21 当分の間、第5条に規定する者のうち、25年以上勤務して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限

る。)に対する第5条の3第1項及び第6条の3第1項の規定の適用
については、第5条の3第1項の表以外の部分中「定年に達する前」
とあるのは「60歳（医師又は歯科医師である職員にあっては、65
歳）に達する前」と、同項の表及び第6条の3第1項の表中「退職の
日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日
において定められているその者に係る定年（医師又は歯科医師である
職員以外の者にあっては、60歳）」とする。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
（勤務時間） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間を平均した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3・4 （略） （週休日） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及びパートタイム会計年度任用職員に対しては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2・3 （略） （教育職員に係る時間外勤務等の特例） 第7条の5 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務	（勤務時間） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間を平均した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3・4 （略） （週休日） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及びパートタイム会計年度任用職員に対しては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2・3 （略） （教育職員に係る時間外勤務等の特例） 第7条の5 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務

する職員のうち学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員（学校職員給与条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員を除く。）に対し、第7条第1項の規定により時間外勤務等を命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1)～(4) (略)

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置)

第7条の6 教育委員会は、学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

(年次有給休暇)

第9条 1・2 (略)

3 前年度において、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定す

する職員のうち学校職員給与条例第6条第1項に規定する教育職員

（学校職員給与条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員を除く。）に対し、第7条第1項の規定により時間外勤務等を命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1)～(4) (略)

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置)

第7条の6 教育委員会は、学校職員給与条例第6条第1項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

(年次有給休暇)

第9条 1・2 (略)

3 前年度において、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又はその業務が本市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市長が定めるものに使用される者（以下この項において「地方公営企業等労働関係法

る土地開発公社その他その業務が本市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市長が定めるものに使用される者（以下この項において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて、引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他市長が別に定める職員に係る年次有給休暇の日数については、地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、２０日に前項に規定する日数を加えた日数を超えない範囲内で市長が定める日数とする。

（病気休暇）

第１０条 １～３ （略）

４ 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に係る病気休暇（任命権者が定める理由による病気休暇を除く。）の期間が連続して９０日を超える場合のその超えた日以後の当該病気休暇については、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第４８号。以下「会計年度給与条例」という。）第１３条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、会計年度給与条例第１２条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等）

第１３条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員

適用職員等」という。）であつた者であつて、引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他市長が別に定める職員に係る年次有給休暇の日数については、地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、２０日に前項に規定する日数を加えた日数を超えない範囲内で市長が定める日数とする。

（病気休暇）

第１０条 １～３ （略）

４ 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に係る病気休暇（任命権者が定める理由による病気休暇を除く。）の期間が連続して９０日を超える場合のその超えた日以後の当該病気休暇については、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第４８号。以下「会計年度給与条例」という。）第１３条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、会計年度給与条例第１２条に規定する勤務１時間当たりの給与額（会計年度給与条例第３条第１項に規定する基本報酬が時間額により定められている者にあつては、当該時間額に相当する額とする。第１２条第４項において同じ。）を減額する。

（非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等）

第１３条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤

及び会計年度任用職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

務職員及び会計年度任用職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
【新設】 【新設】 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定める。</u> 【新設】 （定年による退職） 第2条 （略） （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</u>	<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>第2章 定年制度</u> （定年による退職） 第2条 （略） （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著し

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著し

い支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

【新設】

【新設】

い支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職（以下「管理監督職」という。）は、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条

【新設】

例第6号) 第21条の2第1項の管理職手当、堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)第4条の管理職手当又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)第21条第1項の管理職手当の支給を受ける職(医師又は歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下単に「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

【新設】

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項の規定による他の職(管理監督職以外の職をいう。以下同じ。)への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

【新設】

(3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、

当該職員の他の職への降任による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に

【新設】

達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

第 1 1 条 任命権者は、第 9 条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 1 2 条 任命権者は、年齢 6 0 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢 6 0 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 6 0 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 1 3 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢 6 0 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

【新設】

【新設】

附 則

1 ～ 4 （略）

【新設】

【新設】

【新設】

第 5 章 雑則

（委任）

第 1 4 条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 ～ 4 （略）

（定年に関する経過措置）

5 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間における第 3 条の規定の適用については、同条中「6 5 年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	6 1 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	6 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年

6 医師又は歯科医師である職員については、前項の規定は、適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び医師又は歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 6 0 年に達する日の属する年度の前年度（当該年度に職員でなかった者で、当該年度の末日後に採用された職員（異動等により当該年度の末日を経過することと

なった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年条例第 20 号）新旧対照表（第 7 条関係）

現行	改正後（案）
（職員の派遣） 第 2 条 （略） 2 法第 2 条第 1 項に<u>規定する条例</u>で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。</u>） （2） （略） （3） 地方公務員法第 22 条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） （4） （略） 【新設】 （5） <u>地方公務員法第 28 条第 2 項各号若しくは堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号。以下「分限条例」という。）第 4 条に規定する事由に該当して休職にされ、又は同法第 29 条第 1</u>	（職員の派遣） 第 2 条 （略） 2 法第 2 条第 1 項の<u>条例</u>で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 （2） （略） （3） 地方公務員法（<u>昭和 25 年法律第 261 号</u>）第 22 条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） （4） （略） （5） <u>堺市職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （6） <u>地方公務員法第 28 条第 2 項各号若しくは堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号。以下「分限条例」という。）第 4 条の規定により休職にされ、又は同法第 29 条第 1 項の規定により停</u>

項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第6条 (略)

2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第8項の規定の適用については、派遣の期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第6条 (略)

2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第8項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）新旧対照表（第8条関係）

現行	改正後（案）
（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。</u>） （2） （略） （3） 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。） （4） （略） 【新設】 <u>（5）</u> （略） 3 （略）	（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 （2） （略） （3） 地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第22条に規定する条件付採用になっている職員（任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。） （4） （略） <u>（5） 堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>（6）</u> （略） 3 （略）

堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第７号）新旧対照表（第９条関係）

現行	改正後（案）
（任命権者の報告事項） 第３条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第２８条の５第１項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) （略）	（任命権者の報告事項） 第３条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第２２条の４第１項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) （略）

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）新旧対照表（第10条関係）

現行	改正後（案）
（退職手当） 第21条 1～3 （略） 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、その退職については、退職手当を支給しない。 （1）職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者（第28条においてこれらを「再任用職員」という。）及び任期付職員法第5条の規定により採用された者（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）となったとき。 （2） （略） 5・6 （略） （<u>再任用職員</u>の適用除外） 第28条 第5条、第7条及び第21条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。 （会計年度任用職員の給与等の支給） 第28条の3 第3条から前条までの規定にかかわらず、地公法第22条の2に規定する会計年度任用職員への給与等の支給は、市長事務部局の例による。	（退職手当） 第21条 1～3 （略） 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、その退職については、退職手当を支給しない。 （1）職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された<u>職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び任期付職員法第5条の規定により採用された<u>職員</u>（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）となったとき。 （2） （略） 5・6 （略） （<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の適用除外） 第28条 第5条、第7条及び第21条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 （会計年度任用職員の給与等の支給） 第28条の3 第3条から前条までの規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への給与等の支給は、市長事務部局の例による。

堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成２４年条例第３０号）新旧対照表（第１１条関係）

現行	改正後（案）
（評価結果の開示等） 第１７条 （略） ２ 任命権者は、人事評価の結果に係る分布を公表するものとする。ただし、職員個人の評価の結果は<u>公</u>にしてはならない。 <u>第９章 再任用等</u> <u>（再任用）</u> 第３３条 <u>再任用（地公法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項において同じ。）の制度については、組織の運営上の必要性を踏まえ、適正に運用しなければならない。</u> ２ 前項に定めるもののほか、職員の<u>再任用</u>について必要な事項は、別に条例で定める。 （適用除外） 第３６条 １・２ （略） ３ 第１５条第２項、第１７条第２項及び第９章の規定は、<u>地方公務員法</u>第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員には適用しない。 ４ 第１５条第２項及び第９章の規定は、<u>地方公務員法</u>第２２条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員には適用しない。	（評価結果の開示等） 第１７条 （略） ２ 任命権者は、人事評価の結果に係る分布を公表するものとする。ただし、職員個人の評価の結果は、<u>公</u>にしてはならない。 <u>第９章 定年前再任用等</u> <u>（定年前再任用）</u> 第３３条 <u>定年前再任用（地公法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用することをいう。次項において同じ。）の制度については、組織の運営上の必要性を踏まえ、適正に運用しなければならない。</u> ２ 前項に定めるもののほか、職員の<u>定年前再任用</u>について必要な事項は、別に条例で定める。 （適用除外） 第３６条 １・２ （略） ３ 第１５条第２項、第１７条第２項及び第９章の規定は、<u>地公法</u>第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員には適用しない。 ４ 第１５条第２項及び第９章の規定は、<u>地公法</u>第２２条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成２８年条例第４９号）新旧対照表（第１２条関係）

現行	改正後（案）
（給料表） 第３条 給料表の種類及び当該給料表の適用を受ける職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （１）行政職給料表 学校栄養職員及び事務職員（いずれも法第２８条の４第１項又は法第２８条の５第１項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。） （２）再任用職員給料表 学校栄養職員及び事務職員（いずれも再任用職員に限る。） （３）・（４）（略） ２ 前項第１号の行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）にあつては堺市職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第６号。以下「職員給与条例」という。）別表第１（備考を除く。）の規定を、同項第２号の再任用職員給料表にあつては職員給与条例別表第５（備考を除く。）の規定をそれぞれ準用する。 （初任給、昇格、昇給等の基準） 第５条 １・２ （略） ３ 職員がその者の属する職務の級から他の職務の級に異動した場合又はその者の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に異動した場合における号給は、教育委員会規則で定めるところにより決	（給料表） 第３条 給料表の種類及び当該給料表の適用を受ける職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （１）行政職給料表 学校栄養職員及び事務職員（いずれも法第２２条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）を除く。） （２）定年前三任用短時間勤務職員給料表 学校栄養職員及び事務職員（いずれも定年前三任用短時間勤務職員に限る。） （３）・（４）（略） ２ 前項第１号の行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）にあつては堺市職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第６号。以下「職員給与条例」という。）別表第１（備考を除く。）の規定を、同項第２号の定年前三任用短時間勤務職員給料表にあつては職員給与条例別表第５（備考を除く。）の規定をそれぞれ準用する。 （初任給、昇格、昇給等の基準） 第５条 １・２ （略） ３ 職員が当該職員の属する職務の級から他の職務の級に異動した場合又は当該職員の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に異動した場合における号給は、教育委員会規則で定めるところによ

定する。

- 4 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日（第9条において「昇給日」という。）に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

5～9 （略）

10 再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額（第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）にあっては、これらの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額）のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額）

第6条 再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（第26条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定により定められたその者の給料月額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

り決定する。

- 4 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日（第9条において「昇給日」という。）に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて行う。

5～9 （略）

【削除】

（短時間勤務職員の給料月額）

第6条 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に掲げる基準給料月額（第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）にあっては、これらの給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額）のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げ

2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められたその者の給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

（復職時等における号給の調整等）

第9条 法第28条第2項各号若しくは分限条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若しくは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務していなかった職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、専従許可の有効期間、大学院修学休業の期間、派遣の期間又は休暇の期間を別表第4に定めるところにより換算して得た期間（以下この条において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、職務に復帰

た額）とする。

2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

（復職時等における号給の調整等）

第9条 法第28条第2項各号若しくは分限条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若しくは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務していなかった職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、専従許可の有効期間、大学院修学休業の期間、派遣の期間又は休暇の期間を別表第4に定めるところにより換算して得た期間（以下この条において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、職務に復帰

し、若しくは再び勤務するに至った日及び当該日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(期末手当)

第22条 1・2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の95（管理職員については、100分の115）を乗じて得た総額

し、若しくは再び勤務するに至った日及び当該日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてこれらの職員の号給を調整することができる。

(期末手当)

第22条 1・2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の95（管理職員については、100分の115）を乗じて得た総額

- (2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45
(管理職員については、100分の55)を乗じて得た総額

3～5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第24条 (略)

- 2 義務教育等教員特別手当の月額、13,000円を超えない範囲
内で、職務の級及び号給(再任用職員については、職務の級)の別に
応じて、教育委員会規則で定める。

3・4 (略)

(産業教育手当)

第26条 1・2 (略)

- 3 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る産業教育手
当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、勤務時
間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の
勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得
た額とする。

4・5 (略)

(適用除外)

第28条

- (2) 定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員
の勤勉手当基礎額に100分の45(管理職員については、100
分の55)を乗じて得た総額

3～5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第24条 (略)

- 2 義務教育等教員特別手当の月額、13,000円を超えない範囲
内で、職務の級及び号給(定年前三任用短時間勤務職員については、
職務の級)の別に応じて、教育委員会規則で定める。

3・4 (略)

(産業教育手当)

第26条 1・2 (略)

- 3 定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る産業
教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、
勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれら
の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗
じて得た額とする。

4・5 (略)

(適用除外)

第28条 第5条第2項の規定は、定年前三任用短時間勤務職員には、
適用しない。

第5条第3項の規定は、臨時的に任用された職員、任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第5条第4項から第9項までの規定は、臨時的に任用された職員には、適用しない。

3 第10条の2の規定並びに第11条において読み替えて準用する職員給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則（抄）

（経過措置）

1～6 （略）

【新設】

2 第5条第3項の規定は、臨時的に任用された職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

3 第5条第4項から第9項までの規定は、臨時的に任用された職員及び定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

4 第10条の2の規定並びに第11条において読み替えて準用する職員給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則（抄）

（経過措置）

1～6 （略）

（60歳に達した職員の給与に関する特例）

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項並びに前項の規定により読み替えて適用する第5条第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて

【新設】

得た額（その額に５０円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはその端数を１００円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 堺市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第１９号）第９条第１項又は第２項の規定により法第２８条の２第１項に規定する異動期間（同条例第９条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第６条に規定する職を占める職員

(3) 堺市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

【新設】

9 法第２８条の２第１項の規定により他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第１１項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第７項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはその端数を１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料

【新設】	<u>月額」という。）に達しないこととなる職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u>
【新設】	<u>10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u>
【新設】	<u>11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u>
【新設】	<u>12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u>
	<u>13 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対す</u>

【新設】

別表第1（第3条関係）
高等学校等教育職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)					
再任用職員		238,800	282,900	312,800	341,800	429,200

備考 (略)

別表第2（第3条関係）

る第29条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第9項、附則第11項又は附則第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

14 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第1（第3条関係）

高等学校等教育職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,800	282,900	312,800	341,800	429,200

備考 (略)

別表第2（第3条関係）

小中学校等教育職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)					
再任用職員		229,900	280,000	308,000	335,400	418,800

備考 (略)

別表第3 (第4条関係)

等級別基準職務表

ア (略)

イ 再任用職員給料表に係る等級別基準職務表

(略)

(略)

ウ・エ (略)

小中学校等教育職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,900	280,000	308,000	335,400	418,800

備考 (略)

別表第3 (第4条関係)

等級別基準職務表

ア (略)

イ 定年前再任用短時間勤務職員給料表に係る等級別基準職務表

(略)

(略)

ウ・エ (略)

府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成２８年条例第５１号）新旧対照表（附則第５３項関係）

現行	改正後（案）
附 則 １ （略） （堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置） ２ （略） ３ 新退職手当条例第７条第７項の規定は、施行日以後に採用された教育職員（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第５条第１０項に規定する教育職員をいう。）に係る在職期間の通算について適用し、施行日前から引き続き在職する教職員に係る在職期間の通算については、なお従前の例による。この場合における新退職手当条例第５条の２第２項第４号の規定の適用については、同号中「第７条第７項の規定により」とあるのは「府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成２８年条例第５１号）附則第３項の規定によりなお従前の例により」と、「同項に規定する他の地方公共団体の教員としての引き続いた在職期間」とあるのは「期間」とする。 ４～１１ （略）	附 則 １ （略） （堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置） ２ （略） ３ 新退職手当条例第７条第７項の規定は、施行日以後に採用された教育職員（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第６条第１項に規定する教育職員をいう。）に係る在職期間の通算について適用し、施行日前から引き続き在職する教職員に係る在職期間の通算については、なお従前の例による。この場合における新退職手当条例第５条の２第２項第４号の規定の適用については、同号中「第７条第７項の規定により」とあるのは「府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成２８年条例第５１号）附則第３項の規定によりなお従前の例により」と、「同項に規定する他の地方公共団体の教員としての引き続いた在職期間」とあるのは「期間」とする。 ４～１１ （略）

< 議案第 9 4 号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) （略） (4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項本文に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（<u>第 2 条の 4</u>の規定に該当する場合にあっては、<u>2 歳</u>に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) （略）	（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) （略） (4) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項本文に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4</u>の規定に該当する場合にあっては<u>当該子が 2 歳</u>に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) （略）

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

(削除)

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削除)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合で第3条第8号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

(新設)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日と

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休

された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ （略）

（新設）

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

（新設）

業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合で次条第8号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休

(1)・(2) (略)

(新設)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の請求の際当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)～(8) (略)

(9) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(削除)

(5)～(7) (略)

(8) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(7) (略)

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 (略)

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(7) (略)

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 (略)

2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 (略)

2 会計年度任用職員に対する第7条第1項、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第25条	給与条例第27条ただし書	会計年度給与条例第13条ただし書
	給与条例第25条	会計年度給与条例第12条

3 (略)

2 育児短時間勤務をしている教職員に対する堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 (略)

2 会計年度任用職員に対する第7条第1項、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第25条	給与条例第27条ただし書	会計年度給与条例第13条ただし書
	給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額	会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額（会計年度給与条例第3条第1項に規定する基本報酬が時間額により定められている者にあつては、当該時間額に相当する額）

3 (略)

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）新旧対照表（第２条関係）

現行	改正後（案）
（育児休業をすることができない職員） 第２条 育児休業法第２条第１項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２） （略） （新設） <u>（３）・（４） （略）</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第１０条 育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２） （略） （新設） （育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い） 第１７条 育児短時間勤務（育児休業法第１７条に規定する短時間勤務を含む。以下同じ。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に	（育児休業をすることができない職員） 第２条 育児休業法第２条第１項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２） （略） <u>（３） 堺市職員の定年等に関する条例第９条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>（４）・（５） （略）</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第１０条 育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２） （略） <u>（３） 堺市職員の定年等に関する条例第９条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い） 第１７条 育児短時間勤務（育児休業法第１７条に規定する短時間勤務を含む。以下同じ。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 1 7 条第 3 項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 1 7 条に規定する短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第 1 7 条第 4 項及び第 1 9 条第 5 項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
(略)		

（育児短時間勤務をしている職員の勤務時間の取扱い）

第 1 9 条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 3 条第 1 項 ただし書	再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会	育児短時間勤務職員

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 1 7 条第 3 項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 1 7 条に規定する短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第 1 7 条第 4 項及び第 1 9 条第 5 項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
(略)		

（育児短時間勤務をしている職員の勤務時間の取扱い）

第 1 9 条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 3 条第 1 項 ただし書	定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタ	育児短時間勤務職員

	計年度任用職員	
	これらの日	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
	ことができる	ものとする
(略)		

(部分休業をすることができない職員)

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第24条 部分休業の承認は、勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(教職員の育児休業等の取扱い)

	イム会計年度任用職員	
	これらの日	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
	ことができる	ものとする
(略)		

(部分休業をすることができない職員)

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第24条 部分休業の承認は、勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 (略)

- 2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第26条第3項	再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 1・2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）のうち、本市の常勤の職員（常時勤務に服することを要する者をいう。）その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本

第27条 (略)

- 2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第26条第3項	定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 1・2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）のうち、本市の常勤の職員（常時勤務に服することを要する者をいう。）その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本

市の再任用短時間勤務職員（地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）の例による。

附 則

1～7 （略）

（新設）

（新設）

市の定年前再任用短時間勤務職員（地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）の例による。

附 則

1～7 （略）

（育児短時間勤務をしている職員に係る給与の特例）

8 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第41項及び学校職員給与条例附則第7項の規定の適用については、これらの規定中「）とする」とあるのは、「）に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

令和4年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その14）

令和4年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0076